

## 静岡産業大学教育職員定年規程

(趣 旨)

第1条 静岡産業大学（以下「本学」という。）の専任の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教育職員」という。）の定年については、この規程の定めるところによる  
(定 年)

第2条 本学の教育職員の定年は、満65歳とする。

2 学長の定年は、別に定める。

3 総合研究所の所長として任命された教育職員が、第1項の定年を超えてその職にあるときは、任期満了の日を以て定年とする。

(退職の時期)

第3条 本学の教育職員は、定年に達した日の属する学年度末日に退職しなければならない。

(定年退職の通知)

第4条 定年により退職となる者に対しては、理事長はその旨を退職の日の3か月前までに本人に通知するものとする。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本学の教育職員の定年に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 当該学部の完成年度末までに定年に達した者については、第2条の規定にかかわらず理事長がこれを別に定める。

附 則（平成7年5月30日改正）

この規程の改正は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成9年2月17日改正）

この規程の改正は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月20日改正）

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日改正）

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日改正）

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月24日改正）

- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条（定年）第1項は、平成30年4月1日以降に任用する者から適用するものとし、それまではなお、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年4月1日以降に任用する者のうち、学部、学科の設置認可申請における特例として、当該学部学科の設置申請に際して、本学で担当する科目について「大学設置・学校法人審議会の教員組織審査」により「資格有り」の判定を受けた者については、従前の定年年齢を適用し、また、その完成年度末まで定年を延長する。

附 則（平成31年1月30日改正）

- 1 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条（定年）第1項は、平成30年4月1日以降に任用した者から適用するものとし、それまではなお、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、学部、学科の設置認可申請における特例として、当該学部学科の設置申請に際して、本学で担当する科目について「大学設置・学校法人審議会の教員組織審査」により「資格有り」の判定を受けた者については、従前の定年年齢を適用し、また、その完成年度末まで定年を延長する。